

一般社団法人聖路加看護学会 会員規程

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人聖路加看護学会定款（以下定款）第9条および第10条に基づき、入会手続き、会費金額等、会員に関する事項について定める。

（会員入会資格）

第2条 本学会の正会員は、定款第4条の法人の目的に賛同する個人とする。

（会費）

第3条 本法人の会員の会費額は以下のとおりである。

- （1）年会費 10,000円

（会員の特典）

第4条 正会員は、次の特典を受けることができる。

- （1）聖路加看護学会誌およびニュースレターの配布
- （2）聖路加看護学会学術大会での発表（採択された場合）
- （3）聖路加看護学会誌への投稿（採択された場合）
- （4）看護実践科学研究助成の申請
- （5）聖路加国際大学図書館の利用（準学内利用者として）
- （6）本法人企画の研修会の参加

（会員資格喪失）

第5条 会員は、次の事由のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

1.（任意退会）

退会を希望する会員は、その旨を本法人に届け出ることにより、いつでも任意に退会することができる。

- ① 退会を希望する者は、会員番号、氏名、退会理由を明記して、文書（書式任意：メール可）により学会事務局へ届け出を行うものとする。
- ② 退会の届け出の時期は、年度末の理事会前日までとし、年度途中での退会は認めない。退会の届け出を行う場合は、当該年度分の会費を納入するものとする。
- ③ 退会の届け出が提出された者については、当年度末の理事会の議を経て退会の承認を行うものとする。
- ④ 退会が承認された者には、事務局より退会承認の通知を文書（郵送または電子メール）で行う。

2.（会費未納者）

会費滞納者は、事務局からの会費納入通知に対し会費を支払わなければならない。

- ① 事務局は、ニュースレター、督促状等を通じて会費納入について会員に通知するものとする。
- ② 2年以上連続して滞納している者があった場合は、3年目の途中で理事会に報告し、該当者に資格喪失の予告をするものとする。
- ③ 資格喪失の時期は、滞納してから3年目に該当する年度末とし、当年度末の理事会の議を経て資格喪失の承認を行うものとする。
- ④ 資格喪失が承認された者には、当年度末に事務局より資格喪失の通知を書面で行うものとする。

3. (死亡若しくは失踪宣言)

会員が死亡又は失踪宣告した事実を事務局が確認した日をもって退会届け出とし、直近の理事会の議を経て退会の承認を行うものとする。

- ① 事務局は、会員の未納年会費があった場合、これを請求しない。
- ② 事務局は、退会通知を本人へは、これを行わない。

(名誉会員)

第6条 名誉会員は、理事会が次の事由の(1)～(3)のすべて、若しくは、(4)に該当すると認めた者に対し、理事長が内諾を得、理事会にて承認する。

(1) 本会に多大な貢献をした者(役員を3期以上務めた者もしくは大会長を務めた者)

(2) 70歳以上の者

(3) 常勤の職務についていない者

(4) その他 上記の条件に相当すると理事会が認めた者

(名誉会員の特典)

第7条 名誉会員は、次の特典を受けることができる。

(1) 名誉会員の称号を得る

(2) 年会費および学術大会参加費の免除

(3) 会員総会に出席し発言ができる

(4) ニュースレターと学会誌が送付される

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て理事長が行う。

附則

~~1. この規程は、平成28年6月17日から適用する。~~

~~1. この規程は、平成31年(2019年)4月1日から適用する。~~

1. この規程は、令和 6 年（2024 年）6 月 14 から適用する。